

中小企業強靱化研究会(第4回)議事概要

■日時:平成31年1月10日(木)15:00~17:00

■場所:経済産業省本館17階 国際会議室

■概要

(1)議事1:商工団体等における取組事例と事後対策

- ・ 商工団体は防災・減災の重要な拠点。東日本大震災では、商工団体と連携して事業者を支援した(政府系金融機関の)経験を踏まえ、商工団体と連携して、中小企業の事前対策の支援に取り組んでいく所存。
- ・ 政府系金融機関として、中小企業に対して面的な支援(メインバンクとの協調等)を実施しているところ、地域の商工団体の関与も重要。
- ・ 中小企業のリスクファイナンスの課題として、リースについても検討が必要。
- ・ 市町村による協議会の設置等により、商工団体や地域金融機関と連携して、地域全体で面的なBCPの策定も必要。経済復興に向けた地域の協力関係を予め決めておくことが必要。
- ・ 自治体における中小企業の被害状況の把握・報告等に関するマニュアル・ガイドラインの整備が必要。なお、被害状況の把握は、即時性・速報性の観点からITを活用することも一案。
- ・ 熊本地震後もBCP未策定事業者が約45%である状況にかんがみ、普及啓発が重要。グループ補助金で再建した事業者は、商工団体と連携して、事前対策の強化が必要。
- ・ 事業継続力強化計画の策定の支援や指導人材の育成は重要な課題であり、支援が必要。
- ・ 「BCP」という言葉は、定義に対する認知が十分でなく、受け手側により解釈も異なる。
- ・ BCP 策定が進展しないのは、計画策定の難しさや支援不足といった問題ではなく、企業側が取り組むべきことと一般的に言及される内容との間に違いがあること。企業自身が実効性を感じられるBCPの普及のため、内容や指導人材の育成の方向性を検討することが必要。
- ・ 指導人材の育成に関して、地域の支援人材向けの研修等で協力していく。
- ・ 商工団体・市町村といった異なる組織が共同で策定する事業継続力強化支援計画について、各者の役割分担をどう整理するか検討が必要。
- ・ 防災対策に従事する人材育成は急務。中小企業を指導する経営指導員等の知識のイメージ(ハザードマップの読み方や一定の防災知識等)が必要。
- ・ (大規模災害時の)セーフティネット保証制度4号等の発動は、災害救助法の適用が判断基準。災害救助法の発動は、住家被害が基準になっている一方で、中小企業被害は含まれない。セーフティネット保証制度4号の発動に当たっては、中小企業被害も考慮すべき。
- ・ 経営指導員が小規模事業者に指導に当たる仕組みは重要。全国約8,000人の経営指導員が各十者へ説明・指導するだけで、延べ8万者を支援可能。

(2)議事2:リスクファイナンス

- ・ 年初の熊本での地震発生時、取引先企業の被害状況を照会した際、BCP 策定済みで、災害発生時に何をやるか分かっている事業者は反応が早かった。事業者は、災害発生時に、BCPに基づいて即座に行動できることが重要。長時間何をしていたいか分からない状態が続くと、事業継続が困難になるため、簡易BCPでも十分有効。あわせて、啓蒙活動も必要。

- ・ 事前対策により「リスクを低減」し、損害保険の活用により「リスクを移転」し、実際に災害が発生すれば BCP という考え方が重要。特に、リスク低減のためには、インセンティブが必要。
- ・ 中小企業・小規模事業者から「損害保険料が高い」との声を聞く。事前対策によってリスク低減に取り組む事業者には、損害保険料の低減など、損害保険加入のインセンティブが必要。
- ・ BCP 対策本部の立ち上げ基準を詳細化し過ぎたため、発災の際に被災報告が遅くなった事例も存在。形式要件だけ満たすような BCP は、却って対応スピードが遅くなることに留意。
- ・ 中小企業が事前対策の項目をすべて行うのは、過大。強靱化対策は「堅牢化」ではなく、真に必要な対策を絞ることが重要。
- ・ 自家発電機は、小型から大型まであり、費用もかかる。設備固定についても、工場内レイアウトの変更の度に追加コストが発生するなど、現実の取組は相当なコストが発生。
- ・ 損害保険の料率は、「高すぎず」、「安すぎず」、「不当に差別的でない」との3原則に基づき、リスクに見合ったものとなるよう設定。「保険料が高い」という消費者の声は保険料の低減への期待を込めた意見とも考えられ、必ずしも「リスクに応じた保険料水準」を踏まえた意見になっていないものと思われる。

(3) 中間とりまとめ骨子案

- ・ 事業者向けアンケート結果に関し、事業継続計画の策定による事業停止期間への影響や、立地地域による違い等の視点から、専門家による追加的な分析が必要。
- ・ 事業者向けアンケート結果に関し、企業属性に応じたセグメント分析も必要。アンケート結果から、(被災経験がない地域を中心に)支援機関など外部からの働きかけが重要、損害保険が効果的であること等の結果が判明。
- ・ 普及啓発について、問題意識がある事業者は認定制度等のインセンティブにより取り組みが後押しされる一方で、問題意識のない事業者を動かし方が課題。
- ・ 下請事業者への「過度な負担」について、親事業者が萎縮しないよう、「実効性がない」、「直接関係がない」など、「過度な負担」の明確化が必要。
- ・ 保険料率の設定方法は、損保各社の経営判断に基づき行われており、一律の対応とはならない。保険料率をリスクに応じて細分化するとシステム・募集事務コストが増加する場合もあり、細分化がベストな方法かの判断は保険会社ごとに異なる。期待される各種協力取組への対応可否や対応深度に会社ごとの差が生じうることを踏まえ、基本方針の示し方に配慮が必要。
- ・ 首都直下型地震や南海トラフなどが実際に発生した場合、損害保険がどこまで機能するか不明。損害保険は重要であり効果的であるものの、損害保険の限界も認識が必要。
- ・ 認定制度に基づくインセンティブについて、補助金獲得のために計画策定をすることにならぬよう留意が必要。
- ・ 取引先から要請され策定する BCP は、当該取引先企業の BCP。特に、多くの顧客と取引している中小企業には、顧客ごとに BCP の要求も異なり、要請へすべて対応することはナンセンス。初動対応の早さなど重要項目は共通項があり、全ての顧客企業にとって重要な点。
- ・ 損害保険は、各損保会社の経営判断により、想定されるリスクに応じて、商品として提供できるかどうかポイント。また、実際に災害が発生した場合に、保険金が迅速に支払われるよう業界として取り組んでいく所存。

- ・ 中小企業振興条例の中で災害時の事業継続支援を規定する自治体も存在するため、事例として紹介して欲しい。
- ・ 新たな認定制度の周知徹底が重要。内閣府「防災経済コンソーシアム」とも連携し、政府一体で取り組むことが重要。
- ・ 金融機関に対する協力要請について、ガイドラインによる業界への周知など、位置付けは工夫が必要。
- ・ アンケート結果では、「被災によって受けた被害の内容」として、通信機能途絶が上位。本研究会では、自然災害を中心に議論してきたが、北海道胆振東部地震では停電による通信機能の途絶が企業活動に多大な影響を与えたことなどを踏まえ、サイバーテロの問題等も含めて、取り扱いを検討することが必要。
- ・ 「災害」は、自然災害に限るのか等、定義が必要。事前対策の実効性の向上と、BCP 自体の実効性の向上は、意味が異なるためことに留意が必要。
- ・ 国の役割の記載が弱い。例えば、インフラ・ライフラインが途絶すると、BCP 自体の大前提が崩壊。インフラ・ライフラインなどの被害の危険性について、国や地方公共団体が情報提供を行う等の記載が必要。

以上